

【基本理念】 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

I いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校職員は、「いじめは、どこの学校・どの学級でも起こりえるものであり、いじめ問題に全く無関係な児童はいない。」という基本認識に立ち、本校の児童全員が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにするために、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 具体的な取組

1 いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌をつくる～

(1) 認め合える学級集団づく

- ・1日を通して、全ての児童へ、担任から1日1回以上の会話をを行う。
- ・休み時間には、クラスみんなで遊ぶ機会を設定し、教師と児童、児童相互の信頼関係を構築する。
 - ・話し合い活動や学級会活動を工夫して、安心して自分の考えを発言し合える雰囲気をつくる。また、特別活動を通して一人一人が活躍できる場を設定し、学級の絆づくり、児童の居場所づくりに努める。
- ・必要に応じて、学年集会を行い、学年全体での指導を行う。

(2) 学習規律の徹底

- ・日ごろから教室環境を整備することを徹底する。
- ・授業の始まりや終わりのあいさつを徹底し、けじめをつける。
- ・話を聞く態度や話し方を指導し、学習規律を身に付けさせる。

(3) 分かる授業づくり

- ・基礎的・基本的事項を習得させ、全ての児童が分かる授業を行う。
- ・自分の考えや意見を発表したり、話し合ったりする場面を設定し、一人一人の児童の考えが活かされる授業を行う。

(4) 人と関わる喜びを味わえる体験活動

- ・異学年交流活動を通して、友達と積極的に関わる態度を育てるとともに、社会性や協調性を身に付けさせる。
- ・障害のある方々や高齢者の方々など地域の方々との交流を通して、「障害」や「福祉」への理解を深めるとともに、他者への思いやりや受容的態度を育てる。

(5) いじめ防止に関する授業

- ・5年生では、「いじめ防止」に関する弁護士会による出前授業を毎年1学期に行う。
- ・「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用し、児童が適切な援助希求行動ができるようにする。
- ・インターネット等によるいじめの防止のため、パソコン室での学習やセーフティ教室等で情報モラル教育を行う。
- ・朝の会や学活等で「国分寺子どもeルール」を活用し、eルールの確認と徹底を図る。
- ・「児童会・生徒会いじめ防止フォーラム」で制定された国分寺5カ条のポスター「STOPいじめ！国分寺5カ条」のポスターを各学級に掲示し、年度初めに各学級で確認し、話し合う。

(6) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業をはじめ、全ての教育活動を通して、いじめを「しない」「させない」「許さない」という態度を育てる。
- ・道徳の授業で全学年、学期に1回内容項目「思いやり」の授業を行い、相手の気持ちになって考えようと

する態度を育てる。

- ・ふれあい月間には、「命の大切さ」に関する道徳の授業を行う。

(7) 児童会活動等の充実

- ・「いろいろな学年と遊ぼう週間」を開き、休み時間に他学年と自発的に交流することにより、他学年への思いやりや敬意をもつ心を育てる。
- ・「いじめをなくす集会」を開いて、児童自ら「いじめを許さない」ことを呼びかけ、全校でいじめ防止に取り組む。

(8) 保護者や地域の方への働きかけ

- ・保護者会や授業参観、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。セーフティ教室等を活用し、情報モラルについて保護者への啓発も行う。
- ・7月に全家庭と個人面談を行い、児童の様子について情報を共有する。

(9) その他

- ・毎学期1回、教員と4、5、6年生による「あいさつ運動」を行う。
- ・5年児童全員がスクールカウンセラーと面談を行い、相談しやすい関係を作る。
- ・「三小人権週間」において、人権について考える機会を作る。

2 いじめの早期発見 ～小さな変化に対する敏感な気付き～

	管理職	学級担任	専科	養護教諭	SC、SW等
日常の観察	・朝の挨拶時や児童観察時、休み時間には積極的に関わる。	・朝の健康観察、休み時間や放課後、給食や清掃時。 グループ活動や学習時。 ・1日1回以上の会話をを行う。	・朝、昇降口での挨拶。 ・授業中や休み時間の児童との交流。 ・1年生給食指導時。	・保健室来室時。 ・出欠の報告。	・授業の参観。 ・学級担任、特別支援コーディネーターとの情報交換。
日記や連絡帳 生活ノート等の活用		・児童や保護者との連絡を密に取り、信頼関係を築く。		・児童や保護者との連絡を密に取り、信頼関係を築く。	
教育相談	・いじめ相談の窓口となる。 ・児童や保護者等にいじめ相談の窓口について周知する。	・気になる内容については、家庭と連絡を取り合い、必要に応じて、面談や家庭訪問を実施する。			・希望する児童や保護者との面談を行う。 ・1学期中に5年生全員と面談を行う。 ・5年の保護者向けに「面談希望申し込み」プリントを配布する。
いじめアンケート	・いじめアンケートより、いじめの疑いがある場合、いじめ防止対策委員会で検討する。	・いじめアンケートを年3回（6月、11月、2月）実施。 ・アンケート結果より、聴き取りを行う。	・アンケート結果より、必要に応じて聴き取りを行う。	・アンケート結果より、必要に応じて聴き取りを行う。	・必要に応じて、個人面談を行う。

いじめの確実な発見と情報の共有	・毎週金曜日に生活指導夕会を開く。	・毎週金曜日の生活指導夕会にて、各学年の児童の様子について報告し、情報を共有するとともに、一人の児童を全教職員で見守る体制をつくる。 ・1学期初めに学級編成後の学級の状況報告会を行う。	・管理職、担任、専科、養護教諭との情報共有を行う。
いじめ防止研修の実施	・年度当初にいじめ防止研修を実施する。	・「学校いじめ基本方針」の確認及び各学年での取組状況報告を行い、いじめ問題に対する対応力を高める。	
保護者・地域	・学校便り、学年だより、学級だよりを活用して、情報がある場合は速やかに学校に伝えるような呼びかけを定期的に行う。		・保護者会での職務内容について説明。 ・面談等での聴き取り。

3 いじめに対する早期対応（措置） ～迅速かつ組織的な対応～

いじめ防止対策推進法（第22条）に基づく「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」として、「いじめ防止対策委員会」を位置付け、いじめの未然防止・早期対応の充実に向けた協議を行う。

(1) 組織の構成

名称： 『いじめ防止対策委員会』

《メンバー》

○校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、その他関係職員

※ 必要に応じて、次にあげる「校外」の者をメンバーに加える。

○スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会委員、関係諸機関の助言者 等

(2) 組織の目的

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、いじめの未然防止・早期対応・解決に向けた対策を講ずることを目的とする。

(3) 組織の責務

- ① 日常の児童観察及び定期的ないじめ調査により、いじめの早期発見・情報の共有に努められるよう校内の仕組みを整える。
- ② いじめに関する情報を得た場合は、被害者の心情をくみ取りながら事実確認を行う。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた児童が、安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ⑤ 保護者と学校または保護者同士の争いが起きることがないように、いじめに関する情報を関係保護者と共有する。
- ⑥ 関係児童及び保護者の心理的支援、福祉面での支援が必要な場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関の指導・助言を得る。

(4) いじめ問題の対応の流れ

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童や加害児童、その他事情を知っている児童等の聴き取りを行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ 周囲の児童への聴き取り等は、各児童の置かれている状況を踏まえ、それぞれの気持ちに配慮する。他の児童の目にふれないよう、聴き取りの時間や場所を配慮する。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童及び保護者に事実関係を伝え、保護者への助言・指導を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。
- ⑤ いじめられた児童の心のケアが必要な場合は、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある

者と連携した対応をとる。

4 重大事態への対応

	留意点
被害児童の保護	<ul style="list-style-type: none">・複数の教員が被害児童を見守る体制を構築するほか、被害児童の情報共有を徹底する。・管理職、担任、専科教員、養護教諭は被害児童との関わりをさらに深める。・スクールカウンセラーと教員との情報共有を徹底するほか、SC による授業参観を積極的に実施する。・スクールソーシャルワーカーは家庭訪問を通じ、被害児童の家庭状況の把握と支援を行う。・被害児童、保護者に対して、必要に応じて心のケアを行う。
加害児童への働きかけ	<ul style="list-style-type: none">・加害児童の保護者と管理職との面談を実施する。・被害児童と保護者に対して、加害児童、保護者が謝罪する場を設ける。または、被害児童の自宅への訪問を行う。 (管理職、担任、加害児童、保護者)・加害児童への指導を継続的に行っても、改善が見られない場合は、校長による訓告を実施する。・被害児童に対して犯罪行為が行われたと疑われる場合、警察に相談、通報を行う。・加害児童、保護者に対して、必要に応じて心のケアを行う。・必要に応じて、加害児童に対し、被害児童が使用する教室以外の場所での学習を実施する。
教育委員会への報告、関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">・市教育委員会へ報告し国分寺市いじめ防止審議会の指示を受け対応する。・必要に応じて子ども家庭支援センターや児童相談所等に通報、相談する。
保護者、地域との連携	<ul style="list-style-type: none">・国分寺市いじめ防止審議会との連携の下、臨時保護者会を開催し、個人情報に配慮の上、事案の状況、学校の対応について説明する。・PTA と連携し、必要に応じて、協力を依頼する。

平成26年3月策定

平成26年8月改訂

平成27年8月改訂

平成31年3月改訂